

野田市開業育成資金補助金交付事業

1 目的

開業者に対し、開業育成資金に係る利子及び信用保証料の支払に要する費用の一部を補助することにより、開業の促進と地域経済の活性化を図ることを目的としています。市では次とおり支援を実施しておりますのでご利用ください。

2 支援対象者

- ① 新たに事業を開始しようとする者又は開業して2年以内の者
- ② 開業育成資金の融資を受けている者
- ③ 市内に事務所及び事業所を設置し、又は設置しようとする者
- ④ 個人の場合は、本市に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている者
- ⑤ 市税を完納している者

※開業育成資金とは・・・日本政策金融公庫の国民生活事業における普通貸付の一般貸付、新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付若しくは生活衛生貸付制度に基づく融資を無担保で受けた資金又は千葉県中小企業振興資金融資要綱に係る創業資金

3 対象となる経費・補助金の額

創業に係る融資を受けている融資利子及び信用保証料を助成します。

対象となる融資資金	資金区分	期間等	利子補給率・補助率
日本政策金融公庫の国民生活事業における普通貸付の一般貸付、新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付若しくは生活衛生貸付制度に基づく融資を無担保で受けている者 千葉県中小企業振興資金融資要綱に定める創業資金に係る融資を受けている者	運転資金	5年以内	融資利率から 年0.5%を控除した率 (年1.5%を限度)
	設備資金	7年以内	
上記融資に対する信用保証料	信用保証料		50万円以下 年0.55% 50万円～200万円 年0.80% 200万円超 年0.90%

4 交付申請

補助金の交付を受けようとする対象者は、交付申請書と下記の書類を添付して、市役所商工労政課に提出してください。

また、申請にあたっては、あらかじめ野田商工会議所又は野田市関宿商工会に相談してください。

〔添付書類〕

- ① 開業育成資金について、融資を受けたことを証明する書類
- ② 市税に関する納税証明書
(但し、市税の納付状況について、市職員が確認することに同意をいただければ、省略することができます。)
- ③ 法人の場合は、登記事項証明書
- ④ 個人の場合は、住民票の写し

＜問い合わせ先＞

野田市役所 商工観光課 電話04(7123)1085